

第16回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年9月19日（木）16:15～16:57

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、ただいまから先ほど行われました「規制改革会議」の岡議長会見を始めます。

最初に議長から説明いただきまして、その後、質疑応答ということでお願いします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○岡議長 皆さん、お待たせしました。

第16回「規制改革会議」について御報告いたします。

本日の議題は3つございました。最初に「農地中間管理機構」に関する我々の意見の取りまとめ、2点目が「労働者派遣制度の見直し」について意見交換をいたしました。3点目が前期の答申としてまとめた127項目の中からリストアップした「重点的フォローアップ事項」12項目の今後の取組方針、以上3点の議論をいたしました。

さらに「規制改革ホットライン」については、既にたくさんの御要請を受けておるわけでございますけれども、10月を「集中受付期間」として、ホットラインさらに活用していくことを再確認させてもらいました。

それでは、議題毎にもう少し詳しくご報告します。

議題1の「農地中間管理機構の創設」に関する規制改革会議の意見を、お手元の配付資料のような形で取りまとめました。

私どもの基本的考え方は、以前にもお話ししましたが、競争力のある農業、魅力のある農業、成長産業化する農業を実現するという政策目標の実現をするための1つの手法として、農地中間管理機構を創設そのものについては前向きに受けとめております。

現在の日本の農業の状況を考えますとかなり厳しいものがありますので、この政策目標を実現するラストチャンスではないのか。相当追い込まれた状態になっているのではないかという認識のもとで、農地中間管理機構が機能的、効果的にワークする状況を是非実現していただきたいということから、我々の意見を取りまとめたわけであります。

何点かポイントを申し上げますと、1つは、今回の中間管理機構を成功させるためには、国、都道府県、都道府県のもとにできる中間管理機構、市町村あるいはその市町村のさらに先で人・農地プランという形で地域のいろいろな話し合いが行われておりますが、今、申し上げたものが政策目標をきちんと共有して、それぞれの立場の権限と責任を明確にして取り組むことが大変重要であろうという意味で、国から市町村まで、きちんとした縦串しの通った連携をしてもらうことが必要だろうという認識で意見を述べております。

もう一点は、中間管理機構の役割は、農地を集積し、集約するという意味での農地の所

有者からの借り上げという機能と、借り上げた農地をできるだけ集約した形で意欲のある担い手に貸す機能になるわけでありますが、前者の借り上げの場合には、この政策目標に合致する農地を借りることを基本として、借りても余り利用が期待できない農地をたくさん抱え込むことにならないように、その辺のところをしっかりとやっってくださいということがあります。

後者の集約された農地を意欲ある担い手に貸す際には、公平・公正に、透明度を高めて貸してほしいということで、新規参入者が不利益、あるいは差別される状態になることなく、現在の農業従事者及び新規参入者がイコールフットィング、公平・公正にということが基本的なところでございます。これらがうまく作用して、本当に政策目標を実現することができれば大変結構だと思っております。

ただ、他にもいろいろな課題を農業分野では抱えているという我々の認識から、「今後の課題」ということで、今回の中間管理機構に直接的に関係ない部分も含めまして、今後フォローしていく必要があるだろうということも併せ申し述べております。ただ、この部分につきましては、今期立ち上がりしました農業ワーキング・グループの検討項目の中にも重なっている部分もございますので、一義的には農業ワーキング・グループでしっかりとフォローしてもらおうかと考えております。

議題2の「労働者派遣制度の見直し」でございますが、今日は雇用ワーキング・グループの検討状況について報告いただき、意見交換をしたということでございます。次回10月4日の本会議におきまして、労働者派遣制度の見直しに関する当会議の意見をまとめようということになっておりますので、今日の意見を踏まえて、ワーキングで議論をさらに深めていただき、本会議に提案していただく、こういうステップを踏んでいきたいと思っております。

議題3の「重点的フォローアップ事項の取組」については、お手元に配付している資料の通り、12項目について時間軸を決め、このような形でフォローして、それぞれ我々が期待しているような成果を上げていきたいと考えております。

以上が本日の3つのテーマの概要でございます。

それでは、これから皆さんの御質問にお答えしますので、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

質問等がある方は挙手をお願いします。

○記者 公募が必要と出されたと思うのですが、その理由について改めて、なぜ公募が必要なのか。公募しなければどういう状況になってしまうということを懸念されているかを改めて聞かせていただけますでしょうか。

○岡議長 公募というのは一手法だと思いますが、私どもの基本的な考え方は、公平・公正に貸出しが行われるということでありまして。そのためには、担い手の方々に同じ条件でチャンスを与えるためには公募という手法がよろしいのではないかと考えたわけでありま

す。

○記者 今の質問とも若干関連するかと思うのですが、公募の趣旨はわかるのですが、問題はそれを客観的にどう判断するかですね。そうすると、実際的なイメージとして、例えば中立ということで、農業関係の学識経験者なのか、不動産業者みたいなイメージなのか、要はどういうメンバーというか、この審査をどうやって行うか、誰が行うかをどのように考えていらっしゃいますか。

○岡議長 まだ確定していないようですが、我々としては、機構の役員は有識者であるとか、中立的な立場の方々で是非構成していただきたい。公募を受付けた後、最終的な土地の配分計画をつくり、さらに都道府県知事が認可を下す手続を取ることで公平・公正な形のものができるだろうと期待しておりますが、万が一、農業をやりたいと手を挙げた方にチャンスが与えられなかった場合に、それに対する問題提起をするような機関をつくるべきではないかということも入っております。これは実際にやってみないというところがあると思いますけれども、私どもの立場としては、是非とも公平・公正にやっていただきたい。そうすると、誰が決めるのだという御質問にもなるわけで、中間機構の構成メンバーはどうなるのかということと密接に関係するのではないかと思います。我々もそういうメンバーを選ぶときも、あるいは機構そのものをつくるときも、きちんと中立的にやってほしいということで、このペーパーにありますように、この機構が政策目標に合致した形で動いているかどうかについては、都道府県のみならず、きちんと国が責任を持って現状把握、評価、公表をするというところまで我々は求めております。

○記者 趣旨はよくわかりました。あと、方向性はあれなのですが、農業は実際問題として、米と例えばミカン、キャベツは大分違いますし、あるいは北海道と九州でも違うと思います。そういった作物の種類とか地域によっても一口に農業、あるいは農地といっても変わってくると思います。公平・中立的というところは非常によく理解できるのですが、そういう意味での地域性、村社会とかそういうものとは別の意味での地域性です。あるいは作物による差異、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○岡議長 いい御指摘だと思います。農業といってもいろいろございます。ですから、私どもは、今回の農地中間管理機構がやろうとしていることが全ての農業、全ての農地をカバーすることにはならないだろうと思っています。あくまでも中間管理機構が目指しているところは、土地を集積し、集約し、ある程度の規模感のある、そして生産性の高い農業を何とか実現しようということでございますが、その必要のない分野の農業もあろうかと思っています。現在、既にやっておられる方はそのまま進めたらよろしいと思いますし、あるいは、そういう形の多少集約した農業経営をやりたいと思っている方が今回のこの構想とは別に、個別に農家の方々と話し合っ、土地を借り上げて、農業をすることも可能なわけです。今度の構想で100%の農業と100%の農地を全部カバーすることにはならないと私は理解しております。

あくまでも集積、集約して、大規模な効率のいい農業をやれる環境整備をしましょうと

いう考え方に賛同する方が農地を貸し出すのでありますし、そして、そういう形ででき上がった農地を活用して、農業をやりたい方がお米をやるのか、果物をやるのかは地域地域によって違うのではないかと思います。

今回の中間管理機構の構想は、全てここを通じてしか農業ができなくなるということではなくて、集積、集約を現在よりもしやすくしようということが根底にあると理解しております。したがって、今、御指摘のような、機構とは関係なく農業を営む方がたくさんいてもおかしくないし、地域によっても多分違うのだらうなと思っております。

○記者 まず、借り受けただけでも、新たな借り手が見つからない農地についてですが、この場合は、少し書いてありますが、どのような対策をとる予定でしょうか。一定期間経過したら手放すのかどうか。その辺を少し教えていただけますでしょうか。

○岡議長 そういう事態になったときの基準を明確化してくださいということは我々の意見の中にも入っております。ただ、農水省の御説明では、できるだけそういう状態にならないようにするために、農地の担い手の意見も聴きながら、借り上げと同時並行的にやることによって、そのような事態を少なくするように努力しますという言い方をしております。

さりとて現実には抱えてしまうことがあるかもしれない。そのときには、これは機構として先ほど来言っている「目的に合致しない」と判断されたときにどういう形で返すのかという基準は明確にしておく必要があるのでしょうかということと、万が一そのようなものをたくさん抱え込んでしまったときには、国費を使うわけでありますから、そういう事態を避けるためにも、場合によっては各機構が抱え込む農地に一定の制限を設けることも考えるべきではないですかということにも触れております。

○記者 あともう一点、都道府県が指定する機構、法人はどういったものを想定されているのか。具体的に農協が入るのかどうか。

○岡議長 農協が入ることには多分ならないと思いますけれどもね。法人というのは担い手という意味ですね。

○記者 いえ、機構です。

○岡議長 機構そのものの構成メンバーという意味ですか。これについてはまだ決定したという話にはなっておりません。農水省が最終的に法案をまとめるときにどこまで触れてくるのかということは、それが出るまで我々はわかりませんが、私どもがお願いしているのは、先ほどの御質問に対するお答えの中で触れましたけれども、機構の構成メンバーは中立的な立場の方だとか、農業に深い知識を持っている方々だとか、あるいは経営的なセンスやバックグラウンドをお持ちの方も入れるべきではないでしょうかという形の意見が入っております。最終的にどういう形になるかということについては、これから農水省が決めますが、我々が申し上げた意見が反映されることを期待しています。

○記者 人・農地プランについての項目でちょっとお聞きをしたいのですが、法制化することは適当でないということの説明が書いてあるのですが、もう少し説明いただき

たいのですけれども、5行目あたりに「話し合いに参加することの出来る者の範囲が不明確である」とあるのですが、一方で、最後の方には「参加機会を確保するための措置を講じるべきである」という文言もありまして、あと、法令化と今回の機構との関係についてですけれども、これはあくまで機構の仕組みづくりに当たって人・農地プランをベースにしたり、これに連携させたりすることは適当ではないという趣旨の意見ということで理解していいのか、その辺をお願いします。

○岡議長 私どもは、人・農地プランの現状についての説明も伺いました。非常にうまくいっている地域と、あまりワークしていない地域がまだ混在していると聞いております。今回の中間管理機構構想のもと、人・農地プランは大いに活用すべきだろうと我々も思っています。農地の貸手から農地を借りるときには、特に人・農地プランの活用が効果的ではないだろうかという考え方です。

ただし、人・農地プランは全国で一万何千件ぐらいあるようですが、うまくいっているところ、いっていないところがある中で不明確な部分があるのではないかと。ですから、活用する必要あるし、活用する価値も大いにあるけれども、法制化するのはまだ早いのではないかと。法制化しなくても活用することができるのではないのでしょうか。これは会議の中でもいろいろな意見がございました。

したがって、今日のペーパーに書いてありますように、現時点で法制化をやってしまうことについては適当ではないのではないかと。もう少し平たく言えば、活用しながら、様子を見ながら、法制化については、将来議論したらどうですかと。今、法制化する必要がないのではないかとというのが会議としての意見であります。

○記者 そうすると、機構の仕組み云々ということは別にして、プラン自体が現状を見るとまだ法制化するには至っていない、そういう状況ではないということですか。

○岡議長 そこまでは申し上げていません。人・農地プラン単独の話をお我々が深く議論したわけではなくて、中間管理機構構想との絡みにおいて、今、申し上げた整理をしたわけでありまして。

○記者 人・農地プランについてですけれども、私の理解ですと、内の人たちだけで決めてしまうと、新規参入者の人を排除する論理が働くからと、そういう意味で人・農地プランの法令化をちょっと待てと言っているのかなと思っていたのですけれども、そういうわけではないという認識でよろしいのでしょうか。

○岡議長 このペーパーに書いてありますように、私どもは、人・農地プランを活用する姿勢はあるわけです。特にどういう形で活用するかということにも触れているのです。人・農地プランがあると新規参入者が排除されてしまうので法制化が適当でないと言っているのではなくて、大いに活用できる場所は活用したらいいけれども、人・農地プランの現状を見ると、今すぐ法制化することは時期尚早といいますか、適当でないという認識であります。ですから、それがあから新規参入者が排除されるからということでは必ずしもありません。

○記者 続けてで済みません、同じ人・農地プランが書いてあるところのちょっと上に書いてある、4ページの業務の委託についてですけれども、中立性に疑念を持たれないようにということが書いてあるイコール農協であるとかに委託するのはよくないよという意味を婉曲的におっしゃられているのかなと思ったのですけれども、そういう理解でよろしいのかどうか伺えますか。

○岡議長 このところは農協という固有名詞を出すことが適切かどうか別ですけれども、我々としては中立性を保つことを重視しております。農水省の説明では、委託できる業務の対象を列挙して、委託先を「市町村」と「その他」に分類した一覧表を示していただきました。「市町村」にしか委託できないというのは明確ですが、「その他」の市町村以外の委託先については、中立性のあるところにしてほしいというのが我々の意見であります。では、何をもって中立と言うのか。御質問の農協は中立的なのかどうかということになると、私はコメントが難しいですけれども、そこは都道府県なり機構がしっかりと判断してやるべきだろうと思います。我々としては農協に委託することがだめだとは一言も言っていません。

○記者 続けてあと2問だけ、一遍に行かせてください。

貸手の選び方の理解ですけれども、自分自身が理解できていなくて、リース料金であるとかを事前に設定した上で、それで手を挙げる人どうぞという形の手の挙げ方になるのか、それとも最低料金はこれなので、後はビッドしてくださいという形なのか。何かイメージ的なものがもう説明があったり、または規制改革会議としてこうすべきだというものがあれば教えてください。

○岡議長 農水省の説明では、いろいろなルートで農地の担い手（借り手）の情報を集めますとのこと。その中には、既存の農業従事者もいれば、その他の人もいます。新規参入者もいます。そういう方々からの情報を全部集めて、それをベースとして、土地の利用配分計画なるものをつくり上げていくことを考えているようです。私どもがここで言っているのは、そのときにそれぞれの担い手の候補の方々を差別しないでくださいねと。公平にやってくださいねと。しかも、それが見えるように透明度を高めてやってくださいということをお願いしているわけです。差別をつけないということの1つに、今、おっしゃられたリース料にも差をつけないことに触れています。現在のところはそういうイメージです。これは実際に動き出して、どういう形で公平・公正で透明度高く、新規参入者あるいは既存の農業従事者も含めた形でどのような配分計画で実際に貸す契約に到達するのかはもう少し細かな法令の中にうたわれるのかどうかまだわかりませんが、現在の私の理解はそういうことです。

○記者 公募は求めるけれども、別に入札を求めているわけではないという認識でいいわけですね。

○岡議長 「公募」という言葉の意味が、今言った「情報を集める」という意味で使っているのであって、ここに土地がありますよ、この土地を借りて農業をしたい人、どうぞ、

応札してくださいという意味での公募ではない。

○記者 今日まとめた農業の意見は、今日中に農水省さんであるとかに提示されるものなのでしょうか。今後の使い方を教えてください。

○岡議長 今日、農水省に提示します。その後の展開としては、私の理解では、産業競争力会議でも農業テーマを取り上げていますので、そちらでもそのうち意見が出てくるのではないかと想定しております。そういった意見が、官邸の「農林水産業・地域の活力創造本部」に集約され、このテーマを中心として最終決定といいますか、政権としてまとまると理解しております。ですから、そこの本部において、私どもの今日出したこの意見が目の前にある状態で検討していただけることを期待しております。時期としては10月ぐらいになるのかなと、これは私の想像ですけれども、そういう方向で我々の意見が活用されると期待しております。

どうぞ。

○記者 ちょっと話がかわって恐縮ですけれども、重点的フォローアップ事項の件でお伺いしたいのですが、まず、これは確認ですが、この案のとおり、全て原案どおり、資料のとおりで決まったということよろしいのでしょうか。

○岡議長 いろいろ御意見が委員から出ましたけれども、基本的には今皆さんにお配りしているペーパーの内容で取り組んでいくことになりました。

○記者 わかりました。

あと、健康・医療分野のフォローアップ事項というと、ページで言うと、6ページから13ページぐらいまでだと思うのですが、この6ページから13ページの間の項目の中で、今、議長がおっしゃったような御意見とか、当面の対応方針の部分でこうすべきだとか、そういう委員の方から御意見があった部分がありましたら、主な御意見を是非教えていただきたいのですが。

○岡議長 そのページということは、医療関係ですね。何か医療で1つありましたね。事務局からお答えいただけますか。

○大熊参事官 健康食品の関係でフォローアップをもう少し早くやってほしいという意見がございました。

9ページの再生医療の関係で、ちょっとフォローアップと少し離れてしまう感じもするのですが、臨床研究における再生医療製品と遺伝子医療製品との扱いの違いみたいなものを今後要望していきたいという発言がございました。

○岡議長 御質問の対象でないかもしれませんが、16ページの「老朽化マンション建替え等の促進」についてはできるだけ早くいろいろな形でやるべきだという御意見がありました。

○記者 インターネット販売のところは。

○岡議長 一般薬のインターネット販売については、先日、私どもは再度の意見を表明しておりますので、厚労省の検討を注視していこうというところで今日は終わっています。

○記者 機構の創設は農業改革の第一歩にすぎない。今後、農業委員会、農協、そして補助金の改革を進めていくということですが、これについて意見を出されるのかとか、スケジュール感をお聞かせいただけますか。

○岡議長 農業ワーキング・グループで検討する項目とこのペーパーの「今後の課題」がほとんど重なっているわけですが、農業委員会にしろ、農協の問題等々について、どのようなタイミングでやるかということについては、前回ご報告しました農業ワーキング・グループの検討項目で◎がついているものは年内に何とかまとめたいて考えております。それ以上のところはワーキング・グループでの検討がスタートしたばかりなので、まだ決まっております。

○記者 今日の論点の2番目にあつた労働者派遣制度のことで伺いたいのですが、ワーキングから報告があつて、委員の間で意見交換があつたということですが、主な意見でどういった意見が出たかを教えていただけないでしょうか。

○岡議長 この問題はなかなか複雑といいますか、難しい部分があるわけですが、一番大きなポイントとしては、我々規制改革会議としてどういうスタンスでこのテーマに対する意見を取りまとめるのかというあたりが基本だと思います。

例えばという形で出たのが、26業種の廃止自体は結構なことであり、誰も反対しないわけですが、それと同時に、今後、業種の制限はなくなるが有期になるということは、現在26業種で無期限で働いている方々にとって果たしてそれはいかなるものかという意見が出ました。

その辺のバランスと、この労働者派遣というシステム全体をもう一度、総合的に見ながら考えていかないと、一面だけを見ていたのではまずい。それぞれが密接に絡み合っているので、全体を見ながら、働く方にとってどういう状態が一番望ましいのかという、現在の社会の中で多様な働き方をどう実現していくのか。そのようなところが今日の意見交換のポイントだだと思います。いずれにせよ、今日のワーキング・グループの報告を受けて、各委員それぞれの意見を出していただいて、それをベースに次回の本会議にもう一度審議をしようということでもあります。本日の決定事項は何もございませんけれども、10月4日の意見取りまとめに向けての意見交換の場であつたと受けとめてほしいと思います。

○記者 それに関連してですが、平成24年改正事項の見直しについてもワーキングの方では取りまとめといたしますか、提言されていると思いますが、このことについては何か御意見は。

○岡議長 特に意見はなかつたですが、今回のワーキング・グループの報告の論点として挙がっているテーマでありますから、10月4日の取りまとめのときにかなり高い確率で対象になろうかと思つています。

○記者 農業のところの今後の課題点が最後にごさいましたね。これは専ら農水省などに向けて言っていることなのか、そうではなくて、これから規制改革会議で、例えば農業委員会のあり方ですとか、農協の役割ですとか、議論をしていくぞという意思なのでしょう

か。どうなのでしょう。

○岡議長 両方です。今日の我々の意見は農水省に出しますので、我々が今後の課題としてこういうことを掲げているということは当然わかるわけですから、それと同時に農業ワーキング・グループの検討項目に掲げていますので、どちらですかということに対しては両面で考えているとお答えします。

○司会 それでは、以上で終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。